

定期報告を必要とする建築物・防火設備・建築設備の指定概要 (大和市)

令和7年7月1日施行

| 用途 | 建築物 規模等(いずれかに該当するもの) 【用途が避難階のみにあるもの、 または当該床面積200㎡以下のもは除く】 | 防火設備 随時閉鎖式 常時閉鎖式 (注6) | 建築設備 (給排水設備は対象外) | | | |
|--|--|-----------------------------------|---|-----------------|------------------|------|
| | | | 機械換気 (床面積:㎡) | 機械排煙 (床面積:㎡) | 非常用照明 (床面積:㎡) | |
| 劇場、映画館、演芸場 | ①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない | 定期報告の 対象となる 建築物に設置 された設備 | >500 | >500 | >500 | |
| 観覧場(屋外観覧場は除く) | | | >500 | >500 | >500 | |
| 公会堂 | ①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上 | | >500 | >500 | >500 | |
| 集会場 | | | 対象外 | 対象外 | 対象外 | |
| ホテル、旅館 | | | 対象外 | >500 | >500 | |
| 共同住宅 (注1) | | | (いずれかに該当 するもの) | 対象外 | 対象外 | 対象外 |
| 寄宿舎 (注2) | | | ①定期報告の 対象となる 建築物に設置 された設備 | 対象外 | 対象外 | 対象外 |
| 児童福祉施設等 (注3) | ①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が300㎡以上 | | >500 | >500 | >500 | |
| 病院 (注4) | | | ②床面積の合計 が200㎡超 の建築物に設置 された設備(随 時閉鎖式に限る) | >500 | >500 | >500 |
| 有床診療所 (注4) | | | 対象外 | 対象外 | 対象外 | |
| 【学校に附属するものを除く】 体育館、博物館、美術館、図書館、 ポーリング場、スキー場、スケート 場、水泳場、スポーツの練習場 | ①床面積100㎡超の部分が3階以上の階にある ②床面積が2,000㎡以上 | 定期報告の 対象となる 建築物に設置 された設備 | 対象外 | 対象外 | 対象外 | |
| 百貨店、マーケット、物品販売業 を営む店舗(10㎡以内のものを除 く) | ①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上 | | >3000 | >500 | >500 | |
| 料理・飲食店等 (注5) | | | 対象外 | 対象外 | 対象外 | |
| 報告周期 | 毎年 | 毎年 | 毎年 | | | |

| | | |
|--------|------------------|---|
| 建築物の用途 | 共同住宅 (注1) | ・サービス付き高齢者向け住宅に限る |
| | 寄宿舎 (注2) | ・サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る |
| | 児童福祉施設等 (注3) | 【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設[（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）、 その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター)] ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所(利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行 支援を行う事業に限る) |
| | 病院、有床診療所 (注4) | ・2階の部分に患者の収容施設があるものに限る |
| | 料理・飲食店等 (注5) | ・展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店 |
| 防火設備 | 随時閉鎖式 (注6) | ・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外 |
| | 常時閉鎖式 (注6) | ・各階の主要な防火扉に限る (①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの) |